

# VISA – 更新申請

与えられた在留資格の期間が切れる場合には、その在留資格の更新を申請することができます。

「出入国管理及び難民認定法」によると更新が適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを許可することができると規定されています。

申請にあたり、本人確認の各種証明書や更新についての理由書なども必要になります。特に在留期間中に仕事が変わった場合などは更新ができるか慎重に検討する必要があります。また配偶者ビザの方が離婚した場合などもお早めに対処したほうが良いでしょう。現在の在留資格が何かによって提出する書類が違うため、更新を希望される方はお早めにご相談されることをお勧め致します。

当事務所では相談は無料にて承っておりますのでお気軽にお問い合わせください。

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。

## やまづみ行政書士事務所

〒359-1126

埼玉県所沢市西住吉 4-2-201

電話: 04-2968-6669

E-mail: [info@yamazumi.net](mailto:info@yamazumi.net)

URL: <http://yamazumi.net>